

### 第3次千葉市DV防止・被害者支援基本計画(案)に対する意見の概要と市の考え方

※「意見の概要」は可能な限りご意見の原文を尊重して公表させていただいておりますが、一部については、趣旨を損なわない範囲で要約しております。

No	基本目標	施策の方向性	ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
1	I	①幅広い対象者への多様な手段による広報・周知	6	今後、「交際相手からの暴力(デートDV)についての意識・実態アンケート調査」をするのであれば、県立・私立高校の生徒にも広げていただきたい。	本市には県立・私立高校も多く存在するため、次期計画策定時の参考とさせていただきます。	なし
2	I	①幅広い対象者への多様な手段による広報・周知	14	DV防止法の認知度において、R2年度の法律があることを知っている人の割合で千葉市が内閣府に比べて異常に多い理由は何故かの説明をしてほしい。	法律があることを知っている割合は令和2年度の千葉市の調査で93.6%と、国の調査の87.7%を上回っていますが、異常な差異とまでは考えていません。また、その理由についても、調査対象や時期、設問の構成が異なるなど、様々な要因が考えられることから、数値の比較のみの記載としております。	なし
3	I	①幅広い対象者への多様な手段による広報・周知	15	図表1-3デートDVの認知度は千葉市だけで内閣府調査結果が掲載されていない理由を説明していただきたい。	国において、同様の内容の調査を実施していないためです。なお、出典の記載が分かりにくいいため、ご意見を踏まえ記載を修正します。	あり
4	I	①幅広い対象者への多様な手段による広報・周知	17	図表1-6暴力に関する意識において、(1)から(13)までに示されている項目は法律等ですべて暴力に該当するのか。特に(8)、(9)、(12)はその要因にも関係し、ケースバイケースと思う。	各設問項目については法律等で明確に暴力に該当すると規定されているものではありませんが、内閣府が示している「暴力の形態」の例や、内閣府調査の設問項目などを参考に設定しています。	なし
5	I	②被害者にも加害者にもさせないための若年層からの教育の推進	6	基本目標Iに「幼少期から、被害者にも加害者にもさせないための人権教育やデートDV防止のための教育を推進します」(P6)と記載されているが、どのように実施するのか。	具体的施策「(5)幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進」や「(6)若者に向けたデートDV予防教育の推進」(P20)の中で、子どもに関わる職種や保護者への研修等の実施や、中・高・大学生を対象とした、デートDV予防教育を実施します。	なし
6	I	②被害者にも加害者にもさせないための若年層からの教育の推進	19	若年層への教育の推進が重要であり、男女間の格差をなくすことが最優先課題だと考える。多くの学生にとって一番身近な性的な問題を取り上げることで、DVの問題の入口とする。DVの理解を深めることがゴールではなく「自分(相手)がDVを受けることは異常なこと」「自分は大切にされる存在である」という意識をどの人ももつことがゴールである。	ご意見を踏まえ、具体的施策「(5)幼少期からの暴力を防止するための人権教育の推進」、「(6)若者に向けたデートDV予防教育の推進」(P20)の中で、人権教育や性教育、DV予防教育をより一層推進できるような効果的な取り組みを検討していきます。	なし
7	II	①相談窓口の周知の強化	21	「相談件数をみると、年度ごとに増減はあるものの、平成28年度からは、近年は来所相談、電話相談ともに増加傾向となっています」と記載されているが、図表2-1-1には平成27年度以前のデータが掲載されていないので、平成28年度からは、という記述が適切かどうか疑問である。また、何故平成28年度から増加したかの説明は必要と思う。	ご意見を踏まえ、本文中の「平成28年度からは」という記載を削除いたします。なお、相談件数の増加については、全国的な傾向が本市でも同様に表れているものと考えますが、社会の変化など様々な要因が考えられることから、数の増減に伴う傾向の説明としています。	あり
8	II	①相談窓口の周知の強化	27	施策の方向性①の取組内容として、「秘密保持、プライバシー保護等の徹底」を記載していただきたい。相談したことが相手に知られると、却って悪い方向に進むケースが多いと思う。	相談者の秘密保持、プライバシー保護については、P39、基本目標IVの施策の方向性①の具体的施策「(16)情報管理と安全確保の徹底」の中で取り組んでいきます。	なし

No	基本目標	施策の方向性	ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
9	Ⅱ	②多様な相談者のニーズに対応した相談体制の整備	7	基本目標Ⅱに「多様な相談者のニーズに対応するための職員の確保と相談しやすい環境を整備します」(P7)と記載されている。職員を確保すれば相談したいという調査結果があると理解してよいか。また相談しやすい環境についても、調査結果から必要だと判断したのか。この種の問題に対応するためには、職員の確保よりも弁護士等の専門家の常駐が必要だと思う。	職員の確保は、多様な相談者へのニーズに対応するために必要と考えており、それに加え、相談しやすい環境の整備も併せて必要と考えています。相談しやすい環境の必要性は、本文に記載のとおり、配偶者等調査の結果として、「どこにも相談しなかった」という回答が4割を超えていることなどを踏まえたものです。環境の整備に当たっては、弁護士などの専門家とも連携を図り、相談対応の充実を図っていきます。	なし
10	Ⅲ	①一時保護体制の強化	28	暴力の被害経験の千葉市と内閣府を比較すると、両者の各項目における被害経験は相似形にありいずれも女性が男性を上回るという実態に差異はない。「本市においては、「全体」で見ると各項目とも高くなっています」と記載されているが、各項目の割合を見ると「全体」よりも「女性」に着目した方がよいと思う。	内閣府調査と本市調査との比較においては、暴力の種類により、「女性」では本市調査の方が内閣府調査に比べ割合が低いものがある(経済的暴力)ことから、全ての項目において、内閣府調査よりも高い割合を示している「全体」を、傾向の説明として用いています。	なし
11	Ⅲ	①一時保護体制の強化	29	図表3-3の出典は、平成28年度・令和2年度となっているが、グラフは単年度分しかないため、いずれの年度調査なのか追記してほしい。	図表3-3の出典を、「千葉市「配偶者等における暴力に関する調査」(令和2年度)より」に訂正します。	あり
12	Ⅲ	①一時保護体制の強化	30	「被害者の一時保護件数は平成30年度を境に減少傾向となっており」と記載されている。図表3-4などを見るとDVが平成30年度を過ぎても増加傾向にあるため、減少傾向の理由は記載すべきと思う。P32の囲みで記載されている「1一時保護体制の強化」からすれば当然すべきことだと思う。	DV被害者の一時保護は本人の意思に基づくものであることや、コロナ禍で加害者の在宅時間が増えたこと等、様々な要因が考えられることから、数の増減に伴う傾向の説明としています。なお、図表3-4は児童虐待対応の件数となっております。	なし
13	Ⅴ	②複雑化している相談に対応するための連携強化	42	「DV防止及び被害者支援に関わる関係機関等」が図示されている。この図に「児童相談所」が記載されているが、児童相談所は本計画にどのように携わっているのか。	第1章2「(1)国の動き」に記載のとおり、DV防止法において、DV対応部門と児童相談所をはじめとする児童虐待対応部門との連携が示されていることから、本計画においても、具体的施策「(15)母子緊急一時保護中の子どもの安全確保の徹底」(P33)、「(30)DVのある環境で育った子どもへのケアの充実」(P40)、「(34)関係機関等との情報交換・連携強化」(P44)などにより、DV被害者に同伴する児童の安全確保やそのケアを実施するとともに、情報共有や研修等をおして、児童相談所と連携した支援体制を強化します。	なし
14	その他			1ページの中で異なる元号が2以上ある場合は、暦年も併せて記載してほしい。	ご意見を参考に、本文中は和暦と西暦を併記する表記とします。	あり
15	その他		1	第2段落の「本市の実態調査においても」と記載されているが、「千葉市の」とし、調査の時期を明示してほしい。	ご意見を参考に、「千葉市」と「本市」の混在ができる限り無くなるよう、調査名等の固有名詞を除き、原則として、本計画の本文中では、「本市」という表記に統一します。そのため、P1、2段落目の冒頭を「千葉市(以下「本市」という)」と表記し、以降、「本市」と表記します。	あり
16	その他		45	この章は、他の章と違い、「本市」ではなく「千葉市」が使われている。	また、P1の調査時期について追記します。	
17	その他		3	「2 計画策定の背景」、「(3)千葉市の動き」について、「どんな理由があろうと暴力は許されないと回答する者の割合(7割)」のように括弧書きで数字を示していただきたい。千葉市民の意識がこの程度なのかという実態を知ってもらうためにも必要と思う。	第1章については、計画策定の趣旨・背景を簡潔に示すため、個別の数値等は省略しています。実態についての詳細は、第2章「計画の基本的な考え方」、第3章「施策の展開」に記載しています。	なし

No	基本目標	施策の方向性	ページ	意見の概要	市の考え方	計画への反映
18	その他		3	「本計画書では、DV防止法の対象に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）も対象として含めること」としているが、規制や罰則などにおいて矛盾する、あるいは障害が生じる心配はないのか。	本計画は、DV被害者の支援を推進するための計画であり、DV防止法における規制や罰則によって直接的に影響を及ぼされるものではないと考えています。	なし
19	その他		45	「取組内容及び数値目標の達成状況については、男女共同参画審議会にて報告していきます」と記載されている。審議会で報告後、千葉市ホームページなどで広報していただく、市民の関心が広がり、声も出てくると思う。	男女共同参画審議会については、千葉市ホームページで議事録や資料を公表しています。市民の皆様への効果的な広報につきましては、ご意見を踏まえ、検討していきます。	なし
20	その他		47	市の「配偶者等における暴力に関する調査」（令和2年度実施）と市立高校生を対象とした「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識・実態アンケート調査」（令和3年度実施）について記載されている。「資料編」には、両調査とも概要（調査方法）のみが示されているだけで、調査結果は掲載されていない。両調査とも2回（2カ年度）実施されているようなので、変遷がわかる調査結果を他計画書と同様に本計画書にお示しいただきたい。	本章では、基本目標設定の背景の一つとして、調査結果を抜粋・引用して使用しているものです。個々の調査結果につきましては、第3章「施策の展開」の中でも、基本目標ごとにお示しし、過去2回の調査結果の比較が必要な項目においては、2回の調査結果を併せて図表等でお示ししています。なお、調査結果全体につきましては、千葉市ホームページで公開していきます。 「配偶者等における暴力に関する調査」 <a href="https://www.chp.or.jp/danjo/research/">https://www.chp.or.jp/danjo/research/</a> 「交際相手からの暴力（デートDV）についての意識・実態アンケート調査」 <a href="https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/dvkeikaku/dvchousa.html">https://www.city.chiba.jp/kodomomirai/kodomomirai/kateishien/dvkeikaku/dvchousa.html</a>	なし